平成 第三千五百四十二 号

五月二十三日二十四年

(水曜日)

次

告

示

目

登録販売者試験の施行 右 右 生活保護法による指定介護機関の休止の届出 右 右 生活保護法による介護機関の指定..... 変更の届出..... 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地 変更の届出...... 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出. 同 (医療薬務課) ... 政健 策 策 福 同同同同同同同 同 課祉 : : : : : : Ŧi. 껃 껃 끄디

出 先機 関

右 土地改良区の定款変更の認可. 土地改良区の役員の就任及び退任 土地改良区の役員の退任. 土地改良区の定款変更の認可...... 同 県西 県三 民北 同同 同 地 局域 局域 : : : : ベ Ħ. Ħ.

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

事

務

局

:

ナ

X

分

居

宅

介 護

事 業 者

名

称

所の所在地 在事務

選挙管理委員会

Ą 身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正...

保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、

病院の長、

老人ホームの長、

身体障害者支援施設の長及び

同

示

青森県告示第四百三十号

旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 Ξ

村 申

吾

変更後	変更前	X			
後	分				
ハピネスやくら	名				
	称				
樋田一の一	矢八 倉戸 二市	所			
の大	在				
僧 字 下	の一 大字 八幡字下 二の二 引字下				
施設	施設の種類				
118. 110	平成	年変 月 日更			

青森県告示第四百三十一号

示する。 所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十四年五月二十三日

吾

名 居 宅 称 介 護 所 事 在 業 地 所 年変 月 日更

類事居 業宅 の介護

青森県知事 Ξ 村 申

生活保護法

青森県告示第四百三十二号

変更後

変更前

ミ法社 リ人会 ーフ福 ア祉

四町三 の字戸 一姥郡

堤五三戸

変更後

め株式 み社

七紺弘 屋前 町市 二大字

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の

同法第五十五条の二第二号の規定により告

同社会会福

祉法人

二久戸 の保戸市 大山三 大山三大

ト(生短型) 型ユ活期 コ介入 ッ護所

瑞光園

五久尺 の保戸市 大山 大山 大山

(昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

所在地を変更した旨の届出があったので、

変

変

11

生設人型地 活入福介域 介所祉護密 護者施老着

11

X

変更前

青森県告示第四百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、 こる機関を次のとおり指定したので、同法第五十

四年五月二十三日号の規定により告示する。	1				
	青森県知事	Ξ	村	申	吾

ルド 株式会社ゴー	佐藤雄大	名称	居宅介護
二四 上三丁目九の 引力の の	の二一目一〇 田三丁目一〇	の 所 在 地主たる事務所	事業者
訪問看護	管理 程 寝 養	類 類 <i>0</i> 利	居 第宅 2介 重護
ご ションりん	スクエア歯科	名称	居宅介播
二四 上三丁目九の 引が市大字取	の二一日 田三丁目一〇 二一日	所 在 地	護事業 所
二 四 四	三平 一成 一	年月日	指定

		生活が話	三短 舌期 入 養所			訪問介護			
		スセくられ	を持入人の と と は は は は は は に き に き に き に き に き に き に き			の所が 風め記 ぐい みき	介指 獲定 事 講問		
	田がの言	八香字大字	倉信二二の二分	節八 门戸市大字 下大字	七野七八七の二	百弘 弘前 市大字 松字	t	() () () () () () () () () ()	弘前市大字
}						=====================================	平成		
佐藤雄大		名	居宅介塔		平成二十四年	五条の二第一号の規定により告示する	介護扶助のための居宅介護を担当させ	生舌呆濩去 /四	青希男台为第四百三十三号
田三丁目一〇	が所有	主たる事務所	護事業者		平成二十四年五月二十三日	の規定により告	の居宅介護を担づ	(诏和二十五丰去聿第五8	
宣居 里宅 医		類事業	居宅			ボする。	当さまし	第五品	

平成二十四年五月二十三日

申

青森県知事 Ξ 村

吾

11

宅機小 介能規 護型模 居多

ームにいだ あんずの里 か

ホ小

井田字坂九0

の新

11

八社陽会 会福

祉法 人

五 日市字黒 坂三 大字十

生短期介護所

修光園サテラ

の向八 一字松 を大 崎八 明田

"

更後	更前	5	}
め ぐ マ み え え	t.	名称	介護予
七紺屋町二五	前	所の 所在事 地務	防 事 業 者
訪介 問記 介予 護	蒦 予	0	京介 き護 う予 重防
の所が 風め記 ぐ事 み		名称	介護予
七野八十二年 七八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	七紺弘 屋前 町市 二大 五字	所 在 地	防 事 業 所
==¬ - ¬ - ¬	<u>一松子 五子 地</u> <u> </u>		

11

ト(生設人型地型ン活入福介域) ニ介所祉護密ッ護者施老着

11

11

で、介、	書					
題法 節のた 生活保護法	青森県告示第四百三十四号	相栄会福祉法人	愛児福祉会人	ディア	II	ファミリー 社会福祉法人
同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、県告示第四百三十四号	三三〇の七 字樽沢字村元 の七元	沢八四の九 町大字関字栃 西津軽郡深浦	の六四五 二丁目一五四 三沢市春日台	II	一 字姥堤三四の 三戸郡五戸町	
	生短 活介 護 所	生応認 活型共症 護同対	訪問介護	生設人型地 活入福介域 介所祉護密 護者施老着	ト(生短 型ユ活入 コニ介入 ッ護所	
		トステイ	ム三愛園 ガルー プホー	をおります。そのである。そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	II	スやくら ピネイン ない ピネイン かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう かんしゅ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ
 条の二第一項の		浅田九五 木字 水木字	沢八○の九 町大字関字栃 の九 が	三沢市春日台 二丁目一五四	II	の一 幡字下樋田一 八戸市大字八
り指定したり規定により	}	"	11	 	11	1120 110110
ס י						

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

未じ会生	博社 陽会 会福	名	居宅
Ï	祉法人	称	介護
三丁目九の二四弘前市大字取上	字山崎四四の九 弘前市大字小沢	所 在 地主たる事務所の	支援事業者
援事業所りもご	護支援事業所希望ヶ丘居宅介	名称	居宅介護吉
三弘 「前 3 市	字弘山前	所	支 援 事
する では では では では では では では では では では では では では	崎大 四四の小	在	業 所
Î	九沢	地	
"	三平 ・成 呼 一	年月日	指定

青森県告示第

青栽県知事 Ξ Ħ 菩

同伸会社会福祉法人	ルド 会社ゴー	佐藤雄大	名称	介護予防
二久保戸市大学大山三大 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	二四 上三丁目九の 引 カラマ	目大 目大 日大 九字 一字 の取 ○富		事業者
ト(生短介型ユ活期護) コ介入予ッ護所防	訪問 問 看 護 防	管居介 理宅護 指療予 導養防	類事介 業 の 種防	
瑞光園	ご ションりん ーションりん	スクエア歯科	名称	介護予院
五の 一 大 川 戸 市 大 山 三 大 山 三 大 山 三 大 十 三 大 十 三 大 十 三 大	二四 上三丁目九の 引前市大字取	の二一 田三丁目一〇 公前市大字富	所 在 地	防 事 業 所
11	 題。 	臺平 一成 一	年月日	指定

		丑 川 タ 鑵 ル	月 木				
	平成二十四年五月二十三日	五条の二第一号の 介護扶助のための 生活保護法 (昭	月森県告示第四百三十五号	有限会社かず	ディア社アイ	来蘇圓会	合同会社松葉
	五月二十三日	A条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための介護予防を担当させa 生活保護法 (昭和二十五年法律第百m	三十五号	一二七九 前西六丁目九の 三戸郡階上町蒼	四五 丁目一五四の六 三沢市春日台二	町五二町五二の間の	丁目ニーの一〇
青森県知事		る。 せる機関を次のと 自四十四号) 第五-		業所かずさ援事	業所アイディア居宅介護支援事	あけぼの 業所ケアプラン 居宅介護支援事	業所まつば居宅介護支援事
事三		第一号の規定により告示する。のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十億法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、		一二七八一二戸郡階上町蒼	四五 丁目一五四の六 三沢市春日台二	町五二町五二の間の	丁目二一の一〇
ŧ		+-	}	"	三四	三三三	"
吾		同法第五十規定により、			<u>></u> □	三五五	
		+ 3					

			たす	青							
名		平成二十四年五月二十三日	ので、同法 る同法第五- 生活保護法	青森県告示第四百三十六号	桐栄会祖法人	愛児福祉会 福祉法人	ディア合同会社アイ	II	ファミリー社会福祉法人	八陽会祖法人	"
称		五月二	十五条の二の記	三十六	三字青 三樽森市 の字記	沢八四の 門大字 関字 で 大 が が が が が が が に が に り に り に り に り に が に が	の六四五 二丁目一五四 三沢市春日台	"	一字三 姥 堤 三四 門	五 日市字黒坂三 八戸市大字十	"
所		昔日	の二第二 カー 大学	号 }	の子浪 七村岡 元大	の関郡 九字深 栃浦	五一春 五日 四台		二五 四戸 の町	黒大 坂字 三十	
在			の 白		生短介 活期護 介入予 護所防	生応認介 活型知護 介共症予 護同対防	訪介 問 介 護 防 護	ト(生短介 型ユ活期護)二介入予 ッ護所防	"	生短介 活期護 介入予 護所防	宅機小介 介能規護 護型模予 居多防
地	青森県知事		ול עי		トステわ	ムグルー 受 園	シター 春日台介護セ	"	スホ特 や ム も ら 八 護	修光園サテラ	ー ムにいだ 規模多機能士 がでの里士
施	知 事		示 機 五十の	}	3 	亦 			くら と と は さ れ じ れ と れ と れ と れ と れ え れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る れ る	テラ	小小
設の種類	三村		告示する。 護機関から休止した旨の届出があっ第五十四条の二第四項において準田		浅田九五 町大字水木字 本本字	沢八〇の九 のカ が が が が が が が が が が が に に り に り に り に が に が	の六四五 二丁目一五四 三沢市春日台	"	の幡字下 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の向字 一字 松ケ 崎字 ・ ・	一井田字坂九の 八戸市大字新
年休			自頃に	}	字崎 //		四台 	"	一八	八田	の新
月	申		届 お 出 い	\$	"	"	四。	"		"	"
日止	吾		出があっ				<u>.</u>		11)• 11(0		
			つ 用								

青森県告示第四百三十七号

らせクリニック医療法人仁泉会おい

一五五 十和田市大字奥瀬字中平

設 介護療養型医療施

三平 ・成 三

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があっ生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十四年五月二十三日

10	
護	
事	
業	
者	
Number of the Principle	
Ę	
	青
居	森
宅	青森県知事
介	事
護	
事	Ξ
業	
所	村
	申
	吾

"	"	"	泉会法人仁	名称	居宅介
"	II	"	〇のハー 木字八太郎山一 八戸市大字河原	所 在 地	護事業者
療短 養期 介護所	管 理 指 養	シビ訪 ョリ問 ンテリ ー 八	訪 問 看 護	0	居 第宅 介 重護
"	"	"	クセクリニット といった とり かんしょう とう かんしょう といっち かんしょう かんしょく かんしょ かんしょく かんしゃ かんしょく かんしゃ かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしょく かん かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしん かんしゃ かんしん かんしん かんしゃ かんしゃ かんしん かんしん	名称	居宅介
"	11	"	瀬字中平 一 五五 五五 五五	所 在 地	護事業所
"	11	"	三平 • 成 ≡ ≡	年月日	休 止

青森県告示第四百三十八号

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があっ生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

"	"	泉会 医療法人仁	名称	介護予
"	"	〇の八一 水字八太郎山一 八戸市大字河原	所 在 地	防事業者
療短介 養期護 介入予 護所防	管居介 理宅護 指療予 導養防	シビ訪介 ョリ問護 ンテリ予 Iハ防	類事介 業 の 種防	
"	"	クリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカ	名称	介護予
"	"	瀬字中平一五五 五五 五五	所 在 地	防事業所
"	"	三平 ・成 三 三	年月日	休 止

〇 七

七三四

九二八九) に問い合わせること。

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ(電話

試験について不明な点は、

青森県告示第四百三十九号

(昭和三十六年厚生省令第一号) 第百五十九条の四第二項の規定により公示する。 平成二十四年第二回登録販売者試験を次のとおり施行するので、薬事法施行規則

平成二十四年五月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

試験の期日及び場所

1 期日

平成二十四年八月二十二日 (水)

2

青森市大字横内字神田一二

受験願書受付期間 青森中央学院大学

よる場合は、書類が完備されているものに限り、同月二十九日 (金) までの消印の 平成二十四年六月二十五日 (月) から同月二十九日 (金) まで。ただし、郵送に

区役 員 別の

氏

名

住

Ξ あるものは有効とする。 受験願書提出先

FOHO 八五七〇

青森市長島一丁目一の

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。 その他 受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室 (保健所) 及び青

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

により公告する。 土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十四日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、島守

平成二十四年五月二十三日

三八地域県民局長

鳴

海

英

章

土地改良区の役員の退任

定により公告する。 田堰土地改良区から、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、広 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規

平成二十四年五月二十三日

西北地域県民局長 石 畄

博

文

退任の年月日

所

理
事
鹿内
住 矩
五所川原市大字稲実字稲葉一一〇
平成云・
亭六

土地改良区の役員の就任及び退任

七項の規定により公告する。 田堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、広

平成二十四年五月二十三日

西北地域県民局長 石 畄

博 文

"	″ ″ 一八五の六	"	富義	木村		"
"	大字姥萢字船橋一八八の一	"	洋 一	木村	事	監
"	"	"	長生	菊池		"
"	大字稲実字稲葉一〇四の二	"	幸則	木村		"
"	"字虫流八七の三	"	敏	工藤		"
三四。四退任	大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三	<u>_</u> "	郎	白戸	事	理
"	" 一八五の六	"	冨義	木村		"
"	大字姥萢字船橋一八八の一	"	洋一	木村	事	監
"	大字稲実字開野二四五の二	"	藤惣右衛門	工藤物		"
"	大字七ツ館字虫流八七の三	"	敏	工藤		"
"	"	"	長生	菊池		"
"	大字稲実字稲葉一〇四の二	"	幸則	木村		"
三・ º 三就任 平成 三就任	の二五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一九三	の五 二川原	四郎	白戸	事	理
の 年 月 日就任及び退任	所	住	名	氏	別の	区役

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

小田

川土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十四日認可したので、同条第三項の規 定により公告する。

平成二十四年五月二十三日

西北地域県民局長 石

畄

博

文

土地改良区の定款変更の認可

湖土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十四日認可したので、同条第三項の規 定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

平成二十四年五月二十三日

西北地域県民局長

石

畄

博

文

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村

能

人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

示第五十五号) の一部を次のように改正する。 公職選挙法等の施行等に関する規程 (昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告

目次中「第百五十三条の二 不在者投票等」を「第百五十三条の二 「第百六十四条 開票録」を「第百六十四条 削除」に改める。 不在者投票」

に改める。 第二十条中「第四条 (投票所経費) 第十一項」を「第四条 (投票所経費) 第十五項」

第六十三条第一項中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項ただし書」に

改める。

第八十八条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

なければ」に改め、 はりつけておかなければ」を「により作成した県委員会が交付する表示票を用いてし 第一項中「によるものとし、立札又は看板の類の表面の見やすい箇所に、その使用中 第九十一条第一項中「事務の委任」 第百二十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、 同項の次に次の一項を加える。 を「市町村の選挙管理委員会の事務」に改める。 同項を同条第三項とし、 同条

2 ておかなければならない。 前項の表示票は、立札及び看板の類の表面の見やすい箇所にその使用中はり付け

べき事項等) 第八項 (同条第九項」に改める。 条 補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等) 第七項 (同条第八項」を「第八十八 (衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載す 第百二十八条第二項中「第八十八条 (衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候

の数) 第二項前段」に改める。 第百四十条中「第百四十四条 (ポスターの数) 第二項」を「第百四十四条 (ポスタ

府県知事及び市長」を「都道府県知事又は市長」に改める。 第百四十二条中「都道府県及び指定都市」を「都道府県又は指定都市」に、 「都道

員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙」に改める。 第百四十八条中「衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙」を「衆議院議

第百五十三条の二 (見出しを含む。) 中「不在者投票等」を「不在者投票」に改め

第百六十一条中「 (選挙公報の訂正) 」を削る。

第百六十四条を次のように改める

第百六十四条

四十条 (投票所の開閉時間) 第百六十五条の表中「法第四十条 第二項」 (投票所の開閉時間) に改める。 第一項ただし書」 を「法第

に改める。 第八号様式、第九号様式及び第十一号様式中「第百六十一条」 を「第百六十五条

第二十二号様式の二中「第三十条の三」 を「第三十条の三第二項」 に改める。

第二十二号様式の三中 「第30条の3」 を 「第30条の3第2項」

に改める。

第二十二号様式の十六に注として次のように加える。

 $\ddot{\mathbb{H}}$ 公職選挙法施行令第19条第3項の規定による告示の写しを添付すること。

> 第百五号様式中 第八十一号様式中「第五十七条第一項」を「第五十七条第一項ただし書」に改める。 「第七十三条」を「第七十二条」 に改める

第百八号様式中「 (第七十三条関係) 」を削る

第百四十四条の二第十項において準用する同条第四項」に改める。 第百四十五号様式中「同条例第三条」 を 「公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)

第二百十一号様式を次のように改める

第二百十一号様式 削除

第二百十三号様式中

上北郡選挙区

三戸郡選挙区

下北郡選挙区

上北郡選挙区

人人

ľĆ

人

人人

を

三戸郡選挙区

むつ市選挙区

むつ市選挙区

つがる市選挙区

人

に改める。

人

人

を

平川市選挙区

附

則

この規程は、 告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

正する。 病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改 平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号 ムの長、 身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき (病院の長、

平成二十四年五月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能 人

一の表中

ΙĆ	○六の一○ ○六の一○	病院病院の一方がる西北王広域連合鰺ヶ沢
を	一〇の一西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字蒲生一西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字蒲生一	鰺ヶ沢町立中央病院「
ΙĆ	つがる市木造末広四三の三	成人病センターのがる西北五広域連合つがる
を	つがる市木造末広四三の三	がる市立成人病センターつがる市国民健康保険病院つ「
ΙĆ	"金木町菅原一三の一	病院のがる西北五広域連合かなぎ
を	"金木町菅原一九	公立金木病院
li	3月) 腹下气 矛盾田 0 一	央病院
Ĺ	5折川京市学市屋叮叮!	つがる西北五広域連合西北中「
を	五所川原市字布屋町四一	北中央病院国民健康保険五所川原市立西
ΙĆ	" 大字新井田字出口平一七	社会医療法人松平病院「
を	" 大字新井田字出口平一七	医療法人松平病院
ΙĆ	" 大字吉野町三の一	弘前中央病院
を	" 大字吉野町三の一	財団法人秀芳園弘前中央病院

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 院のがる西北五広域連合鶴田病 院国民健康保険鶴田町立中央病 " " 鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四

鶴田町大字鶴田字鷹の尾三四

を

に改める。